

学校の部活動に係る活動方針

鹿児島県立鹿児島高等特別支援学校

1 部活動実施の意義

本校生徒は、障害の程度が比較的軽度な知的障害があり、卒業後は就労を目指している。現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示している。具体的には高等学校学習指導要領第1章総則で部活動について、下記のとおり規定している。

本校生徒にとって、部活動を実施することは、自分の目標や課題に主体的に取り組む力の育成、集団における規則や規律から責任感や連帯感の育成、異年齢集団での活動を通して、望ましい人間関係の形成やコミュニケーション能力・リーダー的資質の向上、継続的な活動による体力の向上や、生涯にわたって豊かな余暇活動を送るための資質の醸成につながるなどの意義がある。

以上のことより、卒業後の生活を見据えた教育活動の一つとしてより効果的であるといえる。

〔部活動の意義と留意点等〕 高等学校学習指導要領（第1章総則 第6款1ウ）

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 鹿児島東高等学校等との交流及び対外活動への積極的参加

本校は、併設している鹿児島東高等学校や他の高等学校との生徒との部活動を通して交流することで、相互に理解し合い、共に高め合うことができるものとする。活動のための施設や設備が共用になるものもあるため、学校・顧問間の連携を密にして、合同での実施や定期的な合同練習を実施する。その際、本校生徒の実態やお互いの学校行事などに配慮して実施するものとする。

また、本校は、鹿児島県高等学校体育連盟・鹿児島県高等学校文化連盟・鹿児島県高校野球連盟に加盟していることから、連盟主催の大会や各協会主催大会への積極的参加（合同チーム等）により、他校との連携も期待できる。

3 部活動の目的

- (1) 集団での活動を通して互いに協力し助け合い、集団の中で責任感や個人の役割が果たす能力を身に付ける。
- (2) 個々の技能・体力、チーム力の向上を目指し、身体的及び精神的な成長と卒業後の健全な心身の育成を図る。
- (3) 規則や規律（礼儀）を守る習慣を養い、社会性・道徳性を身に付ける。

4 入部までの経過

- (1) 部活動紹介
- (2) 部活動見学・体験入部
- (3) 入部手続き

5 指導上の管理運営及び留意点

- (1) 原則的に火・水・木曜日に活動を行うとする。但し、会議や学校行事によっては実施できるとは限らない。また、顧問の指導の下であれば、指定曜日以外も可能とする。
学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3) 活動時間は、前期(4月～9月)は18時まで実施で18時30分完全下校、後期(10月～3月)は17時40分まで実施で18時完全下校とする。休日は8時30分～17時までとする。大会前においても時間の延長は認めない。原則として1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 部活動は顧問の指導の下に実施し、生徒だけの活動は認めない。
- (5) 施設・設備を共用する鹿児島東高等学校等とは事前に顧問同士連絡を取り合い、確認をすることとする。
- (6) 部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、感染症対策を徹底して活動する。
- (7) 原則、校外における現場実習期間、定期考査1週間前及び期間中(最終日を除く)は活動しない。ただし、大会前については、現場実習期間中の土日や、定期考査1週間前及び期間中(最終日を除く)は平日1時間程度の特別練習を行うことができる。
- (8) 資格試験、アビリンピック等の練習については、放課後等を使って係と各顧問同士で話し合いの上、それらの活動を優先する。
- (9) 大会・対外試合等への参加は、大会出場規程を満たし、対外活動参加許可願(様式5)で必ず事前に承諾を得る。顧問は、生徒派遣申請書(様式6)を事前に提出する。
- (10) 健全な心身の育成や、望ましい人間関係を醸成するという部活動の意義や目的を理解して、指導を行うようにする。
- (11) 運動部活動では、勝利至上主義に陥ることなく集団で活動する充実感を味わうことができるように心掛ける。

- (12) 保護者や担任との連携を密にし、学業・生活面の指導にも十分な配慮をする。
- (13) 生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (14) 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (15) 部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について検討する。
- (16) 「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (17) 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (18) 学校の方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

6 顧問の役割

- ・ 年間活動等の計画の作成
- ・ 部予算の確保と管理
- ・ 実技指導
- ・ 広報活動（学校ブログ・学校HP）
- ・ 部員の事故防止と安全指導
- ・ 保護者との連携・調整
- ・ 施設、用具の管理と指導
- ・ 部員の健康管理
- ・ 大会の引率
- ・ 部顧問会への出席
- ・ 高体連・高文連・高野連との連携
- ・ 関係団体との連携・調整

7 部員規則

- (1) 部員は次に定める部活動入部心得を守らなければならない。
 - ア 学校・部活動の規則、社会的マナーを守ること。
 - イ 学校・学級・実習・教科に関することや行事がある時は、そちらを最優先する。
 - ウ 常に向上心を持って自分を磨き、部員と協力して合って、学業と部活動の両立を目指すこと。
 - エ 大会・対外試合においては、本校の代表としての誇りと自覚をもつこと。
 - オ 施設・設備を共用したり、一緒に活動したりする鹿児島東高校生徒と、互いに学び合う、高め合う、助け合う、関係を築くよう心がけること。
- (2) (1)の心得を守ることができない者、部活動が学業や家庭等での生活に支障を来している場合、指導により改善が見られなければ、教育的配慮の上、退部を勧奨することができる。

8 入部・更新・休部・退部について

- (1) 所定の用紙に必要事項を記入し、担任→顧問の承諾後、教頭→校長の許可（更新は必要なし）を得て、生徒本人が顧問に提出し、顧問が保管を行うものとする。
- (2) 入部希望者は、部活動入部届・誓約書（様式1）により、保護者・担任・顧問の承諾、教頭・校長の許可を必要とする。但し、野球部希望者は、別で入部承諾書を提出することとする。
- (3) 継続入部は年度ごとに更新し、部活動更新届・誓約書（様式2）により、保護者・担任・顧問の承諾を必要とする。更新期日は、新年度の部活動開始日までとする。
- (4) 途中入部については、本人からの申し出により、部活動入部届・誓約書（様式1）により、保護者・担任・顧問の承諾、教頭・校長に許可された場合とする。
- (5) 退部および休部については、退部届（様式3）、休部届（様式4）により、保護者・担任・顧問の承諾、教頭・校長の許可の上、認められる。退部届、休部届は、手続き後、部活動係が保管を行うものとする。

9 大会参加について

各部の大会については、生徒の実態等に配慮しながら参加を検討することとする。生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

顧問は、大会前の手続きとして、生徒に對外活動参加許可願（様式5）を配布し、生徒本人が保護者→担任の承諾を得て顧問に提出する。顧問は、生徒派遣申請書（様式6）を作成し、3日前までに許可を得て大会に参加する。大会に複数の部活動の生徒が合同で参加する場合は、顧問同士協力して指導に当たり参加するものとする。

10 大会出場規定

- (1) 学校代表にふさわしくない者（授業態度・風紀関係）や性行不良な者は出場を認めない（部顧問会で審議→校長の決定）。特別指導中の生徒は、出場を認めない。
- (2) 同一部の部員が複数で問題行動を起こした場合は、最も近い大会への部全体の出場を認めない。
- (3) 日常的に活動を実施していない部や個人は出場を認めない。
- (4) 大会に必要な個人負担費や、学校校納金を確実に納めたうえで大会に参加する。

11 3年生の部活動について

- (1) 練習参加

統一した引退時期は設定しないが、後期以降は卒業後の進路決定を最優先し、資格取得や特別実習に影響が出ない範囲で練習に参加してもよい。また、3年生参加の意義として下学年への指導、集団での活動機会の確保、基礎体力の向上などを期待する。

※ 本校加入の日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、卒業日の翌日から対象

外となる。各部ごとにスポーツ保険加入を推奨する。

(2) 大会出場

卒業後の進路決定に影響が出ない範囲で担任と相談しながら、大会出場を検討する。

12 同好会について

(1) 新設について

同好会を新設する場合は、以下の条件を満たし、所定の手続きを経なければならない。条件を満たさなかった場合は、同好会としての活動を認めない。

ア 条件

- (ア) 活動に必要な会員が3人以上いること。
- (イ) 顧問がいること。
- (ウ) 活動場所が確保されていること。
- (エ) 活動計画が立てられていること。
- (オ) 当面の活動資金（自己負担）が妥当であること。

イ 手続き

- (ア) 発起人は要請した顧問→部活動係を通じて、同好会の設置と活動を開始してよいか、職員会議で協議してもらう。
- (イ) 生徒総会（代表委員会）で、生徒の承認を得る。
- (ウ) 校長の許可を得る。

ウ 活動

- (ア) 同好会と認められた場合は、その活動は部の活動と同等に扱う。
- (イ) 生徒会予算は支給されない。
- (ウ) 大会への出場については、本校の大会出場規定に準ずるものとする。

(2) 廃止について

1年以上継続して活動した同好会は、以下の条件が次年度満たされなければ、次年度当初に同好会を廃止とする。

ア 条件

- (ア) 活動に必要な会員が3人以上いること。
- (イ) 顧問がいること。
- (ウ) 活動場所が確保されていること。
- (エ) 活動計画が立てられていること。

イ 手続き

- (ア) 同好会会長は、顧問→部活動係を通じて、部顧問会及び職員会議で廃止を審議してもらう。
- (イ) 校長の許可を得る。

13 昇格及び降格について

(1) 同好会から部の昇格について

1年以上継続して活動した同好会は、以下の昇格の条件が次年度満たされれば、次年度当初に部への昇格を認める。

ア 条件

- (ア) 1年以上継続して活動した同好会は、次年度、活動に必要な会員が3人以上いること。（3月1日時点での集計）
- (イ) 顧問がいること。
- (ウ) 活動場所が確保されていること。
- (エ) 活動計画が立てられていること。
- (オ) 予算捻出に伴って、他の部の承認が得られること。

イ 手続き

- (ア) 同好会会長は、顧問→部活動係を通じて、職員会議で昇格を審議してもらう。
- (イ) 生徒総会（代表委員会）で、生徒の承認を得る。
- (ウ) 校長の許可を得る。

(2) 部から同好会への降格について

部の人数が1人以上3人未満の状態が2年続いたら同好会へ降格する。

（3月1日時点での集計）

ア 手続き

- (ア) 同好会会長は、顧問→部活動係を通じて、部顧問会及び職員会議で降格を審議してもらう。
- (イ) 校長の許可を得る。

(3) 休部・廃部について

部として活動する部員がいない場合や、活動が著しく低調になった場合（活動する部員がいるが、活動をほとんど行っていない場合等）は、次年度の部員の状況や活動の様子から判断して、職員会議等で提案し休部や廃部について検討する。休部の部活動が1年継続したら廃部とし、休部中に生徒が加入したら、通常どおり部として再開する。

※ 規則に記載されていない事項等が出てきた場合は、各部の顧問による、部顧問会を開き検討し職員会議で提案する。